

# ヨーロッパ会社法成立までの歩み<sup>①</sup>

笹川 敏彦

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 ヨーロッパ会社法の起源
- 三 欧州委員会による最初の提案——一九七〇年案
- 四 一九七五年修正案の提出と議論の頓挫
- 五 議論の再開と一九八九年案の提出
- 六 一九九一年修正案の提出
- 七 一九九一年修正案の失速からダヴィグノン委員会まで
- 八 ダヴィグノン報告書の提出とその後の交渉
- 九 ニースの驚きとヨーロッパ会社法の成立
- 一〇 おわりに

## 一 はじめに

(1) EUにおいては、ヨーロッパ会社 (société européenne, European Company, Societas Europaea, SE) 法が二〇〇一年一〇月八日に成立し、二〇〇四年一〇月八日に施行された。同法は、「ヨーロッパ会社法に関する二〇〇一

年一〇月八日理事会規則」<sup>②</sup>（以下、「SE規則」と略する）および「労働者参加に関してヨーロッパ会社法を補完する二〇〇一年一〇月八日理事会指令」<sup>③</sup>（以下、「労働者参加指令」と略する）から構成される。

また、ヨーロッパ会社法は、EU加盟各国の会社法によつてではなく、超国家法としてのEU法にもとづいて設立されるEUの超国家的会社法である。同法の成立により、①国際合併が容易にできるようになり、また②各加盟国の会社法制の違いから生じる事務管理コスト（年間約三〇〇億ユーロ）<sup>⑤</sup>を削減でき、さらに③域内市場の完成にとつて大きな貢献になるなどのメリットが挙げられる。

(2) 筆者は、これまで、二〇〇一年に成立したヨーロッパ会社法の「設立」について焦点を絞つて検討を加えてきた。<sup>⑥</sup>本稿は、これまでの検討とは視点を変えて、同法が成立するまでの歩みを辿り、これを明らかにすることを目的とするものである。<sup>⑦⑧</sup>

(3) それでは、ここで、ヨーロッパ会社の利用状況について、若干言及したい。<sup>⑨</sup>

まず、フランスにおいては、二〇〇七年五月現在において五社のヨーロッパ会社が設立されている。再保険会社のSCORグループなどが利用している。<sup>⑩</sup>

次に、EU全体における利用状況を見てみたい。新加盟国であるルーマニアとブルガリアを除く、すべての加盟国において、国内法への組み入れは完了している。また、欧州経済領域（EEA）の三ヶ国（ノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタイン）も、国内法へ組み入れている。同じく、二〇〇七年五月現在までのところ、EU全体において、七〇社のヨーロッパ会社が設立されている。<sup>⑪</sup>そのうち四〇%のヨーロッパ会社がドイツで設立されている。<sup>⑫</sup>欧州経済領域においては三社が設立され、合計一四ヶ国において設立が確認されている。他方、イタリア・スペイン・ポルトガルにおいては、現在までのところ、ヨーロッパ会社の設立は確認されていない。

また、ヨーロッパ会社は、たとえば、アリアンツ（ドイツ）、エルコテック（フィンランド）、SCOR（フランス）などの上場会社においても利用されているが、同時に、非上場会社においても利用されている。さらに、ユーロトネル（交通・運送、ベルギー）、イヴ・サン・ローラン（化粧品、ベルギー）などの多様な業種において利用されている。

(4) 以下では、ヨーロッパ会社法の成立までの歩みを時系列に沿って検証したい。具体的にいえば、まず、ヨーロッパ会社法の起源について言及し(二)、欧州委員会による最初の提案である一九七〇年案について(三)、ならびに、二つ目の提案である一九七五年修正案と議論がいったん中断するところまでを検討する(四)。成立までの歩みを三つの時期に区分するならば、ここまですが第一期となろう。次に、中断していた議論が再開されてから三つ目の提案である一九八九年案が提出されるまでを検討し(五)、その後、四つ目の提案である一九九一年修正案が提出され(六)、同修正案が頓挫してからダヴィグノン委員会が創設されるまでの経緯を分析する(七)。ここまですが第二期となる。さらに、ダヴィグノン委員会の報告書とその後交渉について検討し(八)、ニースでの首脳理事会による合意を経て、閣僚理事会において正式に採択される二〇〇一年までの経緯を明らかにする(九)。これが第三期にあたる。最後に、本稿におけるこれまでの検討を簡潔にまとめることにしたい(一〇)。

## 注

- (1) 本稿は、二〇〇二年三月に関西学院大学大学院法学研究科に提出した修士論文「ヨーロッパ会社法成立の前夜——一九九一年修正案——」(未公開)の第一章「ヨーロッパ会社法成立までの沿革」を抽出し、これに大幅な修正・加筆を加えたものである。

- (2) Règlement (CE) n° 2157/2001 du Conseil du 8 octobre 2001 relatif au statut de la société européenne (SE), *JOCE* n° L 294 du 10/11/2001 pp. 1-21; Council Regulation (EC) No 2157/2001 of 8 October 2001 on the Statute for a European company (SE), *Of L294*, 10/11/2001, pp. 1-21.
- (3) Directive 2001/86/CE du Conseil du 8 octobre 2001 complétant le statut de la Société européenne pour ce qui concerne l'implication des travailleurs, *JOCE* n° L 294 du 10/11/2001 pp. 22-32; Council Directive 2001/86/EC of 8 October 2001 supplementing the Statute for a European company with regard to the involvement of employees, *Of L 294*, 10/11/2001 pp. 22-32.
- (4) もともと、一九七〇年および一九七五年修正案がヨーロッパ会社法によってヨーロッパ会社の全ての側面を規定しようとしたのに対して、二〇〇一年に成立したSE規則は、数多くの事項を各加盟国の法制に委任しており(九条、同規則はもはや純粋な意味における超国家的制度とはいえない側面があることを断っておく(笹川・後掲注(6)合併方式六五頁参照))。
- (5) Single Market News No. 25 (March 2001), 'The European Company—An optional vehicle for transnational cooperation', <http://europa.eu.int/commmarket/en/smn/smn25/s25mn28.htm>.
- (6) ヨーロッパ会社は、①合併方式、②持株会社方式、③共同子会社方式、④組織変更方式の四つの方式によって設立される(S E規則二条一項―四項)。まず、合併方式による設立については、笹川敏彦「ヨーロッパ会社法における設立——合併方式による設立を中心に——」法と政治(関西学院大学法政学会)五五巻二号(二〇〇四年)四七頁以下、次に、持株会社方式については、同「持株会社方式によるヨーロッパ会社の設立」法と政治五五巻三号(二〇〇四年)五五頁以下、さらに、組織変更方式については、同「組織変更方式によるヨーロッパ会社の設立」札幌学院法学二二巻二号(二〇〇六年)四三頁以下において検討している。また、とりわけ組織再編対価の公正確保の点については、同「会社法における組織再編対価の公正確保——ヨーロッパ会社法の示唆——」札幌学院法学二二巻二号(二〇〇七年)一頁以下、加えて、ヨーロッパ会社の設立および組織再編の特色については、同「組織再編におけるヨーロッパ会社法制の特色——わが国法制と比較して——(上)」「国際商事法務三巻三号四号(二〇〇七年)三三三頁以下、四五〇頁以下において検討している。
- (7) ヨーロッパ会社の成立までの歴史に言及される、わが国の代表的な業績のみを挙げると、森本滋『E C会社法の形成と展開』(商事法務研究会、一九八四年)五八頁以下、奥島孝康『E C会社法の形成と展望』『フランス企業法の理論と動態』(成文堂、

一九九九年)三九二頁以下(初出、日本E.C.学会年報一〇一(一九九一年)、大和正史「E.C.会社法の調整——その現状と問題点——」E.C.法研究班『E.C.統合とE.C.法の展開』(関西大学法学研究所研究叢書第七冊、一九九一年)一一一頁以下、正井章箴『E.C.国際企業法』(中央経済社、一九九四年)一〇五頁以下、高橋紀夫「ヨーロッパ株式会社法(案)における労働者の経営参加」『現代企業法の理論と実務——高窪利一先生還暦記念——』(経済法令研究会、一九九三年)一七七頁以下、上田廣美「ヨーロッパ会社法と従業員の経営参加に関する最新動向(上)(下)」『国際商事法務』二九巻五号(二〇〇一年)五二七頁以下、同巻六号(二〇〇一年)六六六頁以下、正井章箴「ヨーロッパ株式会社における労働者の参加規制の新展開」小島康裕教授還官記念『現代企業法の新展開』(信山社出版、二〇〇一年)四六五頁、濱口桂一郎『EU労働法の形成——欧州社会モデルに未来はあるか?——』(日本労働研究機構、増補版、二〇〇一年)三七頁以下、八八頁以下、三〇二頁以下、上田廣美「ヨーロッパ会社法の成立とEUにおける従業員参加」『日本EU学会年報』三三号(二〇〇三年)二三一頁以下、野田輝久「ヨーロッパ株式会社法の成立とその評価——ドイツ法の視点から——」『青山経営論集』三七巻(二〇〇三年)四号二三八頁以下、海道ノブチカ「ヨーロッパ会社(S.E.)創出の歴史」『商学論究』五二巻二号(二〇〇三年)一頁以下等がある。

(8) 本稿においては、次の外国語文献を参照した。英語文献については、Pier Sanders, *European Stock Corporation, Text of Draft Statute with Commentary*, 1969, Janet Dine, *EC Company Law*, 1991, at 3, 13 et suiv., Wehau, 'The Societas Europaea: A Critique of the Commission's 1991 Amended Proposal', *Common Market Law Review*, 1992, n° 29, p. 473 et suiv., Janet Dine, 'The European Economic Interest Grouping and the European Company Statute: New Model for Company Law Harmonization' Andenas, and Kenyon-Slade, eds., *EC Financial Market Regulation and Company Law*, 1993, Carla Tavares Da Costa and Alexander de Meester Bilireiro, *The European Company Statute*, 2003, p. 17 et suiv., Erik Werlauff, SE---*The Law of the European Company*, 2003, translated by Steven Harris, p. 39 et suiv., Vanessa Edwards, *EC Company Law*, 1999, p. 399 et suiv., Janet Dine and Paul Hughes, *EC Company Law*, 2003, update 15, at 9.1 et suiv. ノトハニ註文獻として、Hervé Synvet, Enfin la société européenne, *Revue Trimestrielle de droit européen*, 1990, n° 2, p. 25 et suiv., Philippe Woodland, 'La société européenne (SE): la dernière ligne droite?' *Revue du Marché Commun et de l'Union Européenne*, 1991, n° 352, pp. 808 et suiv., Benoit Dutour, Societas Europaea: analyse de la dernière proposition modifiée de la Commission européenne concernant le projet de société européenne (S.E.), *Gazette du Palais*, 19 mars 1992, p. 233

et suiv, Michel Menjucq, *Droit international et européen des sociétés*, 2001, p. 116 et suiv., Françoise Blanquet, Enfin la société européenne, *Revue du Droit de l'Union Européenne*, 2001 n° 1, p. 67 et suiv., Jacques-Louis Colombani et Marc Favero, *La société européenne*, 2002, p. 5 et suiv., Maurice Cozian, Alain Viandier et Florence Deboissy, *Droit des Sociétés*, 20<sup>e</sup> éd., 2007, n° 1316 et suiv., Paul Le Cannu, *Droit des Sociétés*, 2002, n° 898 et suiv., Alain Couret, Les techniques de constitution de la société européenne, *La société européenne*, sous la direction de Klaus J. Hopt, Michel Menjucq, et Eddy Wymeersch, 2003, p. 21 et suiv., Philippe Merle et Anne Fauchon, *Droit Commercial sociétés commerciales*, 10<sup>e</sup> éd., 2005, p. 39 et suiv. Gilles Bélière, Catherine Cathiard et Jérôme Sibille, La société européenne après une longue gestation législative, son statut est enfin intégré dans le droit français, *Petites Affiches*, 3 août 2005, n° 153, pp. 7 et suiv., Elena Pascal, Societas Europaea point d'actualité et premières créations, *Petite affiches*, 3 août 2005, n° 153, p. 19 et suiv., Aberine Cathiard, La société européenne en droit français, *Droit des sociétés*, Décembre 2005, p. 7 et suiv., Benoît Lecourt, Chronique de droit européen des sociétés, *Revue des sociétés*, n° 3, 2005, p. 701 et suiv., Bernard Saintourens, Les réformes du droit des sociétés par les lois du 26 juillet 2005 pour la confiance et la modernisation de l'économie et du 2 août en faveur des petites et moyennes entreprises, *Revue des sociétés*, n° 3, 2005, p. 556 et suiv., Luc Julien-Saint-Amand, Le futur rôle de la société européenne dans le monde des affaires en France et en Allemagne, *Petite affiches*, 17 août 2006, n° 164, p. 43 et suiv., Barthélemy Mercadal, Philippe Janin, Anne Charvériat et Alain Couret, *Mémento Pratique, Sociétés Commerciales 2006*, 2005, n° 31200 et suiv., Michel Menjucq, Premiers pas et premier bilan de la SE en France, *Revue des Sociétés*, n° 2, 2007, p. 253 et suiv., Noëlle Lenoir, *La SE ou Societas Europaea : pour une citoyenneté européenne de l'entreprise*, La Documentation française, 2007, p. 7 et suiv.

- (9) 以下の記述は、Menjucq 2007, *supra*, note n° 8, p. 254 を参照した。なお、二〇〇五年八月三日現在までのヨーロッパ会社の利用状況については、別稿において紹介した(笹川・前掲注⑥(公正確保一頁注25))。および、二〇〇七年一月一日までの設立状況(設立を計画中の会社も含む)は、SEEurope のウェブサイト ([www.seeurope-network.org](http://www.seeurope-network.org)) にパブリック文書の形式で掲載されている(Sandra Schwimbersky and Melinda Kelemen, Established, planned and liquidated SEs, last up-date: 11-11-2007) (SEEurope のウェブサイトにアクセスし、上田廣美「共同体法における会社法の基本的問題」への課題——ヨーロッパ

パ会社と開業の自由を中心とし」慶應法学三号（二〇〇五年）一頁以下から「教示を賜った」。

- (10) SCORグループは、SCOR Global Life SA、SCOR Global P&C および SCOR SA がヨーロッパ会社を利用している。その他、金融ブローカーである Viel et Cie Finance、不動産会社である La société Innovatis et Cie Finance も同社を利用している。さらに、二〇〇七年六月以降、バイオテクノロジーの Eurofins Scientific-SE および農業製品 Limagrain Central Europ-SE も同社を利用している (Schwimbersky and Kelemen, *supra*, note n° 9, p. 3)。

- (11) 七〇社のリストは、Lenoir, *supra*, note n° 8, pp. 166-170 に掲載されている。また、二〇〇七年一月一日現在では、約一〇五社のヨーロッパ会社が設立されている (Schwimbersky and Kelemen, *supra*, note n° 9)。

- (12) ドイツにおいてヨーロッパ会社の利用が最も多いのは、同社の利用に伴う労働者参加制度への抵抗が少ないからであろうと考えられる。

- (13) なお、以下の検証は、その多くを Edwards, *supra*, note n° 8, p. 399 et *suiv.*、*supra*, note n° 8, p. 116 et *suiv.* に依拠している。

- (14) 海道論文（前掲注（7））三頁以下および野田論文（前掲注（7））二四一―二四四頁は、本稿のように三つの時期に区分されている。とくに、野田論文は、かかる区分について、Lutter Marcus, Europäische Aktiengesellschaft—Rechtsfigur mit Zukunft, BB 2002, S. 1 ff. を参考にして若干の修正を加えられたと記されている（野田・前掲注（7）二六二頁）。

## 二 ヨーロッパ会社法の起源<sup>15)</sup>

ヨーロッパ会社法の着想は、E E C（欧州経済共同体）が創設される（一九五七年）よりも古くから存在した。同法は、その成立に時間がかかったことから、（伝説上の）「大海蛇」（serpent de mer<sup>16)</sup>）であるとか、また、「共同体法のアルルの女」（L'arlesienne du droit communautaire<sup>17)</sup>）へあるとか呼ばれていた。実際、同法は、「実定法の領域と

いうよりも、夢の法 (droit rêve) の領域に属するものである」と考えられてきたとも指摘される。<sup>(18)</sup>

ヨーロッパ会社の起源は、ヨーロッパ評議会 (Conseil de l'Europe) が「ヨーロッパ会社」 (compagnie européenne) の草案を、一九四九年および一九五二年に提出した時代にさかのぼる。もとより、これらの草案は、成立することはなかった。<sup>(19)</sup> その後も、ヨーロッパ会社の着想は、共同体内において検討が重ねられ、爾来、幾多の法案が提案された。それゆえ、かかる法案の系譜を辿ることは、同会社の直面してきた困難性を十分に想起せしめるものであると言われる。<sup>(20)</sup>

その後、ヨーロッパ会社という制度は、一九五九年、ティビエルジュ (Thibierge) 氏により、トゥールでの第五七回フランス公証人会議において提案された。<sup>(21)</sup> また、同年一〇月二二日、ロッテルダム大学高等経済研究所 (The Rotterdam School of Economics) の開講演説において、ピーター・サンダース (Pier Sanders) 教授は、ヨーロッパ会社の提案を行った。<sup>(22)</sup> 六年後の一九六五年、フランスのイニシアティヴにより、欧州委員会は、同教授を議長とする専門家の作業部会を設置した。この作業部会は、同教授のほか、五つの加盟国の専門家から構成された。<sup>(23)</sup> かかる部会の草案は翌年 (一九六六年) の終りには完成し、<sup>(24)</sup> 欧州委員会の最初の提案である一九七〇年案の基礎となった。

## 注

(15) 本節 (二) が対象とする一九五九年から一九七〇年までの動向に関し、とりわけ、当該期間のフランスによるイニシアティヴについては、森本・前掲注 (一) 五九—六一頁に詳し。

(16) Synvet, *supra*, note n° 8, p. 25, Blanquet, *supra*, note n° 8, p. 68, Menicucq 2001, *supra*, note n° 8, p. 116, Colombani et Favero, *supra*, note n° 8, p. 5. また「serpent de mer」は、その他に「得体の知れない」海獣」という意味もある (小学館 ロベール仏和大辞典編集委員会『小学館ロベール仏和大辞典』(一九八八年) 二二二—二八頁)。

- (17) アルルの女 (arlesienne) とは、歌劇「アルルの女」にアルルの女が一度も姿を現さないことから、「いつも話題に上るが姿を現さないもの」という意味がある (小学館ロッセル仏和大辞典編集委員会・前掲注(16)一四二頁)。
- (18) Colombani et Favero, *supra*. note n° 8, p. 5. その他「ヨーロッパ会社法は「ネッシー」(Nessie)とも揶揄されたようである (Christian Gavaldà et Gilbert Parléani, *Droit communautaire des affaires*, 1988, p. 157. 奥島・前掲注(一)三九七頁より引用)。
- (19) Menjucq 2001, *supra*. note n° 8, p. 116.
- (20) Menjucq 2001, *supra*. note n° 8, p. 116.
- (21) Thibierge, «Le statut des sociétés étrangères» dans: *Le statut de l'étranger et le marché commun*, 57<sup>e</sup> congrès des notaires de France, tenu à Tour en 1959, p. 270 et suiv., p. 352, p. 360 et suiv. (未見。Colombani et Favero, *supra*. note n° 8, p. 5より引用)。
- (22) 'Nar een Europese NV' (未見)。なお、同講演の要約が、'Le droit européen, 1960, pp. 9-23 (未見) に収録されている (Sanders, *supra*. note n° 8, in Author's Preface)。
- (23) 作業部会に参加した専門家は、'サントース教授のほかは、Ernest Arendt 氏(ルクセンブルグ、弁護士)、Ernst von Gaemmere 氏(ドイツ、Freiburg im Breisgau 大学教授)、'Léon Dabin 氏(ベルギー、リエージュ大学教授)、Gabriel Marty 氏(フランス、トゥールーズ大学教授)、Gustavo Minerini 氏(イタリア、ナポリ大学教授)である (Sanders, *supra*. note n° 8, in Author's Preface)。
- (24) このサントース教授らによる草案(英語版)は、Sanders, *supra*. note n° 8である。また、同草案については、'木村暎「欧州株式会社 (Europäische Aktiengesellschaft) の構想について——欧州経済共同体専門委員会による準備草案より——」国学院法学八巻一号(一九七〇年)一頁以下において紹介されている。

### 三 欧州委員会による最初の提案——一九七〇年案

一九七〇年案は、国際協定の形式を提案していたサンダース教授の草案とは対照的に、EC条約三〇八条（旧三五条）<sup>26</sup>を根拠に規則（Regulation; règlement）の形式によってヨーロッパ会社法を制定するべきであった。同年案は、ヨーロッパ会社が、合併方式・持株会社方式および共同子会社方式によって設立されることを認めた。この法案は、「気の遠くなるほど野心的」（daunting and ambitious）<sup>27</sup>とも評されるような、全二八四カ条から構成されており、設立・資本・機関・労働者代表・会計および監査・結合企業・定款変更・解散および清算・国内会社への変更・合併・法人税を扱い、ヨーロッパ会社の全ての側面を規定することを試みるものであった。

また一九七〇年案は、ヨーロッパ会社に対して、指揮機関および監督機関からなる二層制機関の採用を義務づけた。すなわち、監督機関は、指揮機関による会社の業務執行を常時監督するものとされた（同七三条一項）。また監督機関には、指揮機関の要請により、または自発的に、指揮機関に対し、会社の重要事項に関する提案権が認められた（同二項）。もつとも、かかる提案は、会社の業務執行に直接介入するものではないとされている（同三項）。また、監督機関の構成員の三分の一以上二分の一以下は、株主総会により選任される労働者代表によって占められるものとされた（同一三七条）。

#### 注

(26) COM (70) 600 Final, 24 June 1970; JO C124, 1970; EC Bull Supp 8/70. 同案の翻訳は、早稲田大学フランス商法研究会（大

野實雄 〓 金澤理 〓 中村眞澄 〓 福井守 〓 奥島孝康 〓 井上治行 〓 荒木正孝 〓 白石裕子 訳「ヨーロッパ会社法案」国際商事法務二巻七号（一九七四年）一頁以下参照。

(26) EC条約三〇八条(旧二三五条)は、次の通りである。「共同市場の運営にあたり、共同体の目的のいずれかを達成するため共同体の行動が必要であるとされる場合、本条約がそのために必要な行動をとる権限を定めていない場合には、理事会は、委員会の提案に基づき、全会一致により、欧州議会と協議の後、適当な措置をとる」(訳出に際しては、山根裕子『ケースブックEC法』(東京大学出版会、一九九六年)三二八―三二九頁を参考にさせて頂いた)。なお、一九九七年一月三日のヨーロッパ連合条約(アムステルダム条約)によって条文番号が変更されるまでは、二三五条であった。以下、EC条約については、初出の場合にのみ旧条文番号を併記することにする。

(27) Edwards, *supra*, note n° 8, p. 400.

#### 四 一九七五年修正案の提出と議論の頓挫

一九七二年、経済社会評議会は、一九七〇年案に対しおおむね好意的な意見を述べた<sup>28)</sup>。欧州議会も、多くの修正を行うことを条件としつつ、おおむね支持をした。一九七五年、欧州委員会は、監督機関の構成に関する修正を含む欧州議会の提案の多くを組入れた修正案(以下、一九七五年修正案という)を理事会に提出した<sup>29)</sup>。監督機関の構成員についていえば、三分の一が株主代表、他の三分の一が労働者代表、残る三分の一が株主・労働者両者の選任により一般利害関係人を代表するというものであった(一九七五年修正案七四a条)。この一九七五年修正案は、一九七〇年案よりさらに複雑であった。理事会は、特別の作業部会を任命し、かかる部会は、一九七六年から一九八二年までの間、一九七五年修正案に関する第一読会を通じて合意への途を求めた。その結果、結合企業および法人税に関する問題は、

二層制機関や労働者参加に関する問題と同様、合意に達することは不可能であるとの結論に達した。審議は、ついに、一九八二年にいったん中断され、その折に、提案の完成は「結合企業に関する加盟国の法制の調整に関する欧州委員会<sup>(30)</sup>の諸提案を考慮する」ことが条件とされた。<sup>(31)</sup>

## 注

- (28) JO C 131, 1972.
- (29) COM (75) 150 final, 19 March 1975; EC Bull. Supp. 4/75. 一九七五年修正案については、その理由書とともに、法務大臣官房司法法制調査部訳『ヨーロッパ会社法案——一九七五年・ヨーロッパ共同体委員会編——』（商事法務研究会、一九八〇年）において訳出されている。
- (30) Memorandum from the Commission to the Parliament, the Council and the two sides of industry, 'Internal Market and Industrial Cooperation- Statute for the European Company-Internal Market White Paper, point 137' COM (88) 320 final, 15 July 1988; EC Bull. Supp. 3/88 参照。
- (31) Edwards, *supra*, note n° 8, pp. 400-401.

## 五 議論の再開と一九八九年案の提出

(1) 一九八五年七月二五日、ヨーロッパ経済利益団体（E E I G）が成立した。<sup>(32)</sup>その後、一九八六年の単一欧州議定書（Single European Act）により、それまで中断していたヨーロッパ会社法の検討が再開され、ヨーロッパ会社

に関するメモランダム<sup>(33)</sup>が発表された。

一九八九年、ヨーロッパ会社法に関する理事会規則のための新しい提案（一九八九年案）が発表された。<sup>(34)</sup>一九八九年案は、一九七〇年案および一九七五年修正案が義務づけていた二層制機関（指揮機関と監督機関）および労働者参加を放棄した。これに代わり、二層制機関または一層制機関（管理機関）の選択制を採用し（一九八九年規則案六一条）、労働者参加に関しては、規則案とは別個の、「ヨーロッパ会社への労働者参加に関しヨーロッパ会社法を補完する指令案」によって扱われることになった。右の指令案は、規則案と同日に欧州委員会により理事会へ提出された。<sup>(35)</sup>

この指令案は、自らを規則案の「分離できない補完物」(an indispensable complement)（一九八九年指令案前文六文）、または、規則案の「不可欠な補足」(an essential supplement)（同指令案一条）であると述べ、その前文において、指令は「この規則と分離できない補完物を形成し、規則と付随して適用されなければならない」と記された（同指令案前文一九文）<sup>(36)</sup>。

(2) 一九八九年指令案は、労働者参加について、次の三つのモデルのうちいずれか一つに従って決定されなければならないとした（一九八九年指令案三条一項）。具体的にいえば、①第一のモデルは、監督機関もしくは管理機関の構成員の三分の一以上二分の一以下は、ヨーロッパ会社の労働者もしくはその代表によって選任される。または、労働者代表および株主総会における株主による拒否権を留保しつつ、機関によって共同選出される（同指令案四条）。②第二のモデルは、別個の機関による労働者参加であり、その機関の構成は、当社会社の労働者代表との協議により定款において規定される（同指令案五条）。③第三のモデルは、当社会社の指揮機関または管理機関ならびに当該会社の労働者代表との間の合意により、その他のモデルを確立する（同指令案六条）。

右のモデルの選択は、加盟国の法制および実務によって認められた当社会社の機関および労働者代表との間の合意

によって決定される。かかる合意が存在しない場合には、モデルの選択は機関に委ねられるとされた（同指令案三条一項）。

(3) 一九八九年案は、その他の点においても、それまでの法案からさらに変化した。結合企業に関する規定を大幅に削除し<sup>(37)</sup>、また、ヨーロッパ会社の活動に関して税法上の枠組を与えようとする野心的な試みは廃止された<sup>(38)</sup>。加えて、同年案は、一九七〇年案以来採択されてきた第四指令、第七指令および第八指令への言及を行うことにより、会計および監査に関する規定も大幅に削減した。これらの変化と、一定の事項に関して当該事項を規定する国家法制への言及を増加することによって、規則案を全一三七カ条へと短縮することができた。また、労働者参加に関する指令案も、全一三三カ条となった<sup>(39)</sup>。

(4) より根本的な問題として、一九八九年案の法的根拠が、閣僚理事会による全会一致を要するEC条約三〇八条から、同九五条（旧一〇〇a条<sup>(40)</sup>）に変更されたことがある。同九五条は、「域内市場の確立および運営を目的とする加盟国の法令または行政規則の諸規定を接近させるための措置」に関する共同手続にしたがう特定多数決による採択を認める。しかし、ヨーロッパ会社は新しい制度であるので、既存の国家法制の接近に関する規定である同九五条をSE規則について用いることは不適切であるとの批判があった<sup>(41)</sup>。

また、EC条約九五条は、労働者の権利および利益に関する規定については適用できないことから（同九五条二項<sup>(42)</sup>）、労働者参加に関する指令については、同四四条（旧五四条<sup>(43)</sup>）を根拠とする。しかし、この点、超国家的企業への労働者参加に関する指令について、開業の自由の達成に関する規定である同四四条を用いるという選択は異例のことであるとの指摘もなされていた<sup>(44)</sup>。

- (32) JOCE du 31 juillet 1985. ヨーロッパ経済利益団体 (E E I G) について詳しくは、正井・前掲注(7)一九九四年9頁以下参照。
- (33) 前掲注(30)。
- (34) OJ C263/41, 1989; COM (89) 268 final, 25 August 1989; EC Bull Supp 3/88. イギリス上院は、第一九議事録 (Report) において、一九八九年案について報告している (Session 1989-1990, HL Paper 71)。一九八九年案については、正井・前掲注(7)一九九四年一〇五頁以下に詳しい。
- (35) Edwards, *supra*, note n° 8, p. 401.
- (36) Edwards, *supra*, note n° 8, p. 401.
- (37) 一九八九年案は、ヨーロッパ会社が定款上の住所を有する加盟国の法制において支配企業を規律する規定について、若干の言及をするにすぎない (同年規則案一一四条)。
- (38) 一九八九年案は、ヨーロッパ会社の恒久的施設 (permanent establishment) について、法人税に関する一カ条を有するのみである (同年規則案一三三三条)。
- (39) Edwards, *supra*, note n° 8, p. 402.
- (40) EC条約九五条(旧一〇〇a条)一項は、次の通りである。すなわち、「第九四条にかかわらず、かつ本条約に別段の定めがない限り、次の規定が第一四一条に定める目的の達成のために適用される。理事会は、第二五一条に定める手続に従い、経済社会評議会と協議の後、域内市場の確立および運営を目的とする加盟国の法令または行政規則の諸規定を接近させるための措置を採択する」(訳出に際しては、山根・前掲注(26)三二五頁を参考にさせて頂いた)。
- (41) Edwards, *supra*, note n° 8, p. 402. これとは異なり、EC条約九五条を規則案の根拠とすることに賛成の見解として、Dine 1991, *supra*, note n° 8, at 3. 13 et suiv. がある。
- (42) EC条約九五条はまた、税に関する規定にも適用されないが(同二項)、一九八九年案は前述のように法人税に関する規定を定めていた点(同年規則案一三三三条)も問題点として指摘されていた (Edwards, *supra*, note n° 8, p. 402)。
- (43) EC条約四四条(旧五四条)は、次の通りである。すなわち、「(二項) 特定の活動において開業の自由を実現するため、理

事会は、第二五一条に定める手続に従い、かつ経済社会評議会と協議の後、指令を定める。（二項）理事会および委員会は、前記の規定に基づき課せられる任務を、特に次のことを行うことによつて遂行する。（a）…（f）（省略）。（g）第四八条後段にいう会社に対して、その社員および第三者の利益を保護するために加盟国が要求する担保を、これを共同体の全域にわたり同等にする目的で、必要な限度において調整すること」。

(44) Edwards, *supra*, note n° 8, p. 402.

## 六 一九九一年修正案の提出

一九八九年案に対する欧州議会の意見<sup>(45)</sup>および経済社会評議会の意見<sup>(46)</sup>が発表された後、欧州委員会は、一九九一年五月に修正案（以下、一九九一年修正案という）を発表した<sup>(47)</sup>。一九九一年修正案は、加盟国に子会社および支店を有する株式会社については、たとえ経営管理の中心が加盟国以外の国に存在する場合であっても、組織変更の方式で設立することができるものとし、ヨーロッパ会社の設立の要件を拡大し、かつ緩和した（同修正案二条三項、三七a条）。機関などの分野でも、一九八九年案と比較して、さらなる規制緩和がなされた。

### 注

(45) OJ C48/72, 1991.

(46) OJ C124/40, 1990.

(47) COM (91) 174 final, 6 May 1991; OJ C176/1, 1991. 一九九一年修正案については、正井・前掲注(7)一九九四年二〇九頁

以下に詳しい。

## 七 一九九一年修正案の失速からダヴィグノン委員会まで

政治レベルにおける不一致の結果、一九九一年修正案が失速した後は、労働者参加が主な問題となった。とくにドイツは、国内の会社がその厳格な国家法制から逃れることのみを目的として、ヨーロッパ会社を選択するということを防ぐために、ヨーロッパ会社法には義務的な労働者参加の規定を含めるべきであった。一方、イギリスを含むその他の加盟国は、かかる提案は行き過ぎ (*excessive*) であると主張した。<sup>(48)</sup>

欧州委員会は、その後も、さらに修正案の作成を粘り強く続けた。すなわち、一九九二年五月一五日、理事会書記官から常任代表委員会に対し第一の修正案が提出され、その後、一九九三年三月一〇日、第二の修正案が提出された(しかし、これらの修正案は、EC官報には公表されていない)<sup>(49)</sup>。

一九九五年一月、欧州委員会は、閣僚理事会に対し、とりわけヨーロッパ会社への労働者参加の形式につき数種の選択を提案するコミュニケーションを提出した。<sup>(50)</sup> その一年後、欧州委員会はエティエンヌ・ダヴィグノン子爵 (vicomte Etienne Davignon) を議長とするハイレベル委員会を創設し、議論の行き詰まりの解決を探った。ダヴィグノン委員会の審議期間中、EU会社法に関する諮問書の解答者(加盟各国、学界、経済利益団体の代表機関)の多数が、会社が単一市場の可能性を最大限に利用できるよう、ヨーロッパ会社法が迅速に採択されることを望むと答えた<sup>(51)</sup>。事実<sup>(51)</sup>は、欧州委員会をおそらく勇気づけたであろうと指摘される。<sup>(52)</sup>

注

- (48) イギリスは、このほか、ヨーロッパ会社の経営管理の中心をその他の加盟国へ移転させる際における、会社債権者の保護措置について懸念を表明した (Edwards, *supra*, note n° 8, p. 403)。
- (49) Menjucq 2001, *supra*, note n° 8, p. 117.
- (50) Communication on worker information and consultation, COM (95) 547 final, 14 November 1995.
- (51) *Analysis of Replies to Commission Consultation Paper on Company Law* (XV/6013/97), point 1(a).
- (52) Edwards, *supra*, note n° 8, pp. 402-403.

八 ダヴィグノン報告書の提出とその後の交渉<sup>(53)</sup>

(1) 一九九七年五月、ダヴィグノン委員会は、報告書を欧州委員会に提出した<sup>(54)</sup>。この報告書においては、それぞれのヨーロッパ会社に関し経営者と労働者が労働者参加制度についての同意に達するように努め、もし合意が得られなかった場合には、準拠条項 (reference rules: dispositions de référence) が適用されるものとした。準拠条項には、労働者代表による情報入手権と協議権に加え、労働者代表による経営参加が規定されていた。ここでの経営参加とは、管理機関または監督機関の構成員の五分の一以上は労働者代表であるものとし、当該機関の構成員として最低でも二名の労働者代表を置く必要があるとするものである。ダヴィグノン報告書に対する欧州委員会および加盟各国の反応は、当初は好意的であり、理事会における交渉が同年六月に再開された。しかし、イギリスは、まもなくかつての態度にもどり、労働者参加に対する準拠条項は受け入れられないとした<sup>(55)</sup>。

(2) 理事会における交渉は翌年（一九九八年）も続き、とりわけ、①準拠条項、②SE規則案の法的根拠、③既存会社のヨーロッパ会社への組織変更、④ヨーロッパ会社の経営管理の中心は定款上の住所と同一の加盟国に存在することを義務づけられる点について議論がなされた。①経営者と労働者代表の自由交渉制度ならび②準拠条項というダヴィignon委員会の原則に加え、③事例ごとに経営者と労働者代表からなる特定の地理的比例基準（specified geographical and proportional criteria）<sup>(36)</sup>と適合した特別交渉機関（Special Negotiating Body）を創設すること、加えて、④労働者の情報入手と協議に関する権利は、欧州労使協議会指令<sup>(37)</sup>の内容を大幅に反映したものでなければならぬということについては合意が得られた<sup>(38)</sup>。

(3) 一九九八年四月にイギリスは、理事会議長国の任期中にヨーロッパ会社法についての合意を取付けることを目指して、最後の溝を埋める努力をし、労働者参加に関するさらなる妥協案を提出した。かかる妥協案によれば、とりわけ、①合併方式によってヨーロッパ会社を設立する場合において、当事会社間に適用される労働者参加制度は、労働者の三分の二以上がその他の方法を採用することを決定した場合を除き、ヨーロッパ会社にも引き続き適用されなければならぬこと、および②いずれの当事会社にも労働者参加制度が存在しない場合においては、設立後のヨーロッパ会社にも労働者参加を導入する義務はないことを提案した。他の分野では異論も見られたが、これらの提案はおおむね受け入れられた<sup>(39)</sup>。しかし、これらの提案もまた最終的には頓挫することになった。ドイツは、国内の議会選挙が間近（一九九八年九月）に迫っていること、および労働者参加について譲歩することで政治的な議論が激化する可能性があることを考慮して、かかる提案の検討を数ヶ月延期してほしい旨を要求した。加えて、①特別交渉団体における投票ルールについて<sup>(40)</sup>、および②組織変更方式によるヨーロッパ会社の設立の可能性に関する疑問について問題点が残った。

(4) 一九九九年前半の理事会議長国であるドイツの妥協案に対し、同年五月の理事会においてスペインのみが反対したため、採択には至らなかった。このドイツの妥協案は、合併方式による設立の場合において、当事会社の労働者の二五パーセントが労働者参加制度の利益を受けているときには、少なくとも二つの加盟国においてその属する労働者の三分の二以上の多数による反対の決定がないかぎり、準拠条項が強制的に適用されることを定めていた。この準拠条項は、労働者の二五パーセントの承認によって、労働者参加制度の適用を認めることになる。労働者参加への拒否を不可能とするこの条項は、当初よりスペインから反対され、スペインは、少数派の労働者によって労働者全体に参加制度が課されることは受け入れがたいことであると考えた。<sup>(52)</sup>

二〇〇〇年一月、理事会議長国であるフランスの結論によると、ヨーロッパ会社における労働者参加に関する規定のほとんどについて広く合意が得られたとされる。ただ、労働者代表と経営者との間で参加についての合意が成立しなかった場合に適用される準拠条項のみが未解決の問題として残された。<sup>(53)</sup>

## 注

(53) ダヴィグノン報告書からヨーロッパ会社法の成立までの経緯につき、濱口・前掲注(7)八八頁―九三頁、三〇二頁―三〇三頁に詳しい。

(54) ダヴィグノン報告書は、英語名で「European Systems of Workers Involvement with regard to the European Company Statute and the other pending proposals」という。本報告書の内容については、上田廣美「EUにおける従業員参加の法的研究(五)」早稲田大学大学院法研論集八五号（一九九八年）五七頁以下に詳しい。

(55) Edwards, *supra*, note n° 8, p. 403.

(56) 特定の地理的比例基準とは、ヨーロッパ会社の設立当事会社が属する加盟国および当該会社の従業員規模によるものである。

(濱口・前掲注(7)九一頁)。

- (57) 共同体規模の企業および企業集団における労働者の情報入手と協議を目的とする欧州労働理事会の創設に関する理事会指令(Council Directive (EC) 94/45, on the establishment of a European Works Council or a procedure in Community-scale undertakings and Community-scale groups of undertakings for the purposes of informing and consulting employees, OJ L254/64, 1994)。
- (58) Edwards, *supra*, note n° 8, pp. 403-404.
- (59) 妥協案に関する意見を発表した経済社会評議会もまた、若干の修正を条件として、おおむね支持を表明した(OJ L 254/64, 1994)。
- (60) フランス・スペイン・イタリアは、三分の一の労働者の賛成をもって、他の加盟国の労働者参加制度を実質的には取り入れざるようになる提案を拒否した(Edwards, *supra*, note n° 8, p. 404)。
- (61) 組織変更方式による設立に疑問を提示したのは、アイルランドであった。これに対して、イタリア・スペイン・イギリス・ギリシャは、かかる方式による設立の可能性を支持した(Edwards, *supra*, note n° 8, p. 404)。
- (62) Menjuq 2001, *supra*, note n° 8, p. 118.
- (63) 正井・前掲注(7)二〇〇一年四六五頁。

## 九 ニースの驚きとヨーロッパ会社法の成立

(1) 二〇〇〇年二月七日―九日、ニースにおいて欧州首脳理事会(サミット)が開催され、ヨーロッパ会社はついに実現した。これは、驚きであったといわれる。<sup>64)</sup>ヨーロッパ会社の成立に最後まで異議を唱えていたスペインは、結局、最終局面における妥協に合意し、かかる合意はスペインの漁船団に対する多額の補助金の決定によって強固に

された。<sup>(65)</sup>

欧州首脳理事会の後で、かかる合意は、常任代表者委員会（COREPER）によって具体化され、閣僚理事会（雇用・社会政策）へと提出された。閣僚理事会は、同年二月二〇日、全会一致で、ヨーロッパ会社法に関する規則案<sup>(66)</sup>および労働者参加に関する指令案<sup>(67)</sup>を採択した。

閣僚理事会は、規則案および指令案の根拠を変更した。具体的にいえば、規則案の根拠をEC条約九五条から同条約三〇八条へ、また指令案の根拠も同条約四四条から同条約三〇八条へと変更した。<sup>(68)</sup> その結果、一九七〇年案および一九七五年案の法的根拠と同一の条文が根拠となった。<sup>(69)</sup>

(2) 右の規則案および指令案は、一九九一年修正案から相当修正されたものであるため、欧州議会に再び協議されることになり、二〇〇一年九月四日に同議会の意見が公表された。<sup>(70)</sup> 欧州議会は、規則案の法的根拠は、EC条約三〇八条ではなく、同九五条であるべきことを主張し<sup>(71)</sup>、さらに、若干の修正提案を行った後、両案を採択した。これに対して、理事会は、欧州議会の意見を取り入れることなく<sup>(72)</sup>、一九七〇年九月四日決定、同年一〇月八日、ニース合意において成立した法案をそのまま採択し、ここに、「ヨーロッパ会社法に関する二〇〇一年一〇月八日理事会規則」および「労働者参加に関してヨーロッパ会社法を補完する二〇〇一年一〇月八日理事会指令」<sup>(73)</sup>が成立した。

(3) ニースでの欧州首脳理事会において、スペインからの合意を引き出すことができたのは、主として、合併方式における労働者参加に関する妥協によるところが大きかったといわれる。すなわち、同方式による設立においては、労働者参加に関する準拠条項を国家法制のなかへ組み入れないという選択肢を加盟国に対して認めた（労働者参加指令七条三項<sup>(74)</sup>）。これは、ヨーロッパ会社法の初期の議論と比較すると、相当の規制緩和が行われたものといえよう（たとえば、前記一九七〇年案一三七条および同一九七五年修正案七四a条対照<sup>(74)</sup>）。

- (64) Menjucq 2001, *supra*, note n° 8, p. 118.
- (65) *Figaro* du 30-31 décembre 2000, p. 4, article intitulé «Des progrès concrets» (未見) (Menjucq 2001, *supra*, note n° 8, p. 118 以下引用)。
- (66) Council of the European Union, Brussels, 18 December 2000, 14717/00 LIMITE SES SOC501, from Permanent Representatives Committee (Part I) to Council (Labour and Social Policy) on 20 December 2000: Amended Proposal for a Council Regulation on the European Company (SE). なお、本規則案の翻訳は、上田廣美「『ヨーロッパ会社法に関する理事会規則の提案』と『従業員参加に関するヨーロッパ会社法を補完する理事会指令の提案』」垂細亜法学三六巻一号(二〇〇一年)二四八頁以下参照。
- (67) Council of the European Union, Brussels, 18 December 2000, 14719/00 LIMITE SOC501 SE9, from Permanent Representatives Committee (Part I) to Council (Labour and Social Policy) on 20 December 2000: Draft Council Directive on employee involvement within the European Company (Proposed text of a Council Directive supplementing the Statute for a European Company with regard to the involvement of employee). なお、本指令案の翻訳は、上田・前掲注(96)二七二頁以下参照。
- (68) 一九八九年案および一九九一年修正案の法的根拠であったEC条約九五条および同四四条は、法案の決定を行うために、閣僚理事会の過半数のみが要求され、全会一致を必要としない利点を有していたが、マーストリヒト条約以後は、欧州議会との共同手続(同二五一条)の一環に組み入れられているため、採択手続に時間のかかるおそれがあったと指摘される (Menjucq 2001, *supra*, note n° 8, p. 118)。
- (69) この新しい法的根拠であるEC条約三〇八条は、欧州議会の共同決定の過程を排除することによって、ヨーロッパ会社法の採択手続を迅速化できるという利点を有していると言われる。すなわち、欧州議会は、同三〇八条の範囲内で、義務的に協議されかつ意見を述べなければならないが、欧州委員会によってその機会が認められた場合にのみ、修正案を提案する権利を有してゐるものであるからである (Menjucq 2001, *supra*, note n° 8, p. 119)。
- (70) OJ C E/2002/72/64.

- (71) OJ C E/2002/72/64, p. 6, p. 17.
- (72) 以上、野田・前掲注(7)二四四頁。同規則および同指令のE C官報の番号は、前掲注(2)(3)参照。なお、成立したS E規則は、全七〇カ条であり、また、労働者参加指令は、全一七カ条であり、初期の法案と比較すると、相当に短縮されている。
- (73) Menjuq 2001, *supra*, note n° 8, p. 122. したがって、たとえば、イギリス、フランス、スペイン、イタリアに存在する各当事会社が、その会社機関への参加をなんら伴わないヨーロッパ会社を合併方式によって設立することも可能であるとされる。もっとも、かかる場合であっても、情報入手権および協議権は、労働者に対し必ず与えなければならない(Menjuq 2001, *supra*, note n° 8, p. 123)。
- (74) このほか、加盟国は、合併方式による設立の場合、ヨーロッパ会社の登録以前からすでに会社機関への参加を行っている当事会社に属する労働者の数が、設立されるヨーロッパ会社の全労働者の数の少なくとも二五パーセントを占めないかぎり、会社機関への参加を行わないという選択をする権利を有している(労働者参加指令七条二項b号)。また、持株会社方式および共同子会社方式による設立の場合についても、加盟国は、前記の労働者の数が、設立されるヨーロッパ会社の全労働者の数の少なくとも五〇パーセントを占めないかぎり、会社機関への参加を行わないという選択をする権利を有している(同二項c号)。さらに、加盟国は、本文のように、合併方式による設立の場合には、いかなる場合であっても、労働者参加が適用されないものと定めることができる(同三項)。加えて、成立した労働者参加指令は、「前後の原則」(principe avant-apres)といわれる原則をその基礎としている。この原則は、労働者の既得権(droit acquis)を担保するものであり、「ヨーロッパ会社の設立前に存在した」労働者の権利は、「ヨーロッパ会社における労働者参加に関する権利の基礎としなければならない」とされる(同指令前文一八文)(以上、Menjuq 2001, *supra*, note n° 8, p. 122)。労働者参加指令について詳しくは、上田・前掲注(7)二〇〇一年六六六頁以下、上田・前掲注(9)二〇〇五年九頁以下、正井・前掲注(7)二〇〇一年四七〇以下、濱口・前掲注(7)三〇二頁以下、Menjuq 2001, *supra*, note n° 8, pp. 123-124等を参照。

## 一〇 おわりに

(1) 以上、本稿においては、ヨーロッパ会社法の成立までの歩みを辿り、これを明らかにすることを試みた。

前述のように、ヨーロッパ会社の起源は、相当古くにさかのぼる。すなわち、一九五九年のティビエルジュ氏の提案およびサンダース教授の提案の時点から起算しても、成立までに実に四二年の歳月を要している。この間に、欧州委員会から、一九七〇年案、一九七五年修正案、一九八九年案、一九九一年修正案が提出されたが、いずれも成立することはなかった。その最大の原因は、労働者参加の問題であったといえよう。このことは、一九九一年修正案が頓挫してからの議論が、労働者参加の問題に焦点が当てられていたことから分かる（八参照）。

(2) フランスにおいては、ヨーロッパ会社法を施行する等のために、二〇〇五年に、「信頼および経済の現代化のため」の二〇〇五年七月二六日法律第二〇〇五—八四二号<sup>(76)</sup>が、また、二〇〇六年に、「ヨーロッパ会社に関する二〇〇六年四月一四日デクレ第二〇〇六—四四八号<sup>(76)</sup>」が成立している。加えて、司法大臣であるパスカル・クレマン (Pascal Clement) が、破毀院弁護士および憲法評議会の元構成員であるノエル・ルノワール (Noëlle Lenoir) に依頼し、二〇〇六年九月一五日に、ヨーロッパ会社に関する詳細な報告書が公表されている<sup>(77)</sup>。

今後は、ヨーロッパ会社の機関について検討を進めると同時に、右のルノワール報告書およびフランスの立法についても検討したい。

注

- (75) Loi n° 2005-842 du 26 juillet 2005, pour la confiance et la modernisation de l'économie, *Journal Officiel* du 27 juillet 2005, p. 12160. この法律は、フランス商法典(同L二二九一条以下)および同労働法典(同四三九一二五条以下)のなかにそれぞれ組み入れられている。同法律については、鳥山恭一「立法紹介」日仏法学二四号(二〇〇七年)一三三頁以下参照。
- (76) Décret n° 2006-448 du 14 avril 2006 relatif à la société européenne. このデクレは、商事会社に関する一九六七年三月二三日デクレ(同二〇三一二条以下)ならびに商業および会社登記簿に関する一九八四年五月三〇日デクレ(同五七一一条以下)にそれぞれ組み入れられている。
- (77) Lenoir, *supra*, note n° 8, p. 1 et suiv.